

30 文科高第 706 号
障 発 1122 第 2 号
平成 30 年 11 月 22 日

各国公私立大学長 殿

文部科学省高等教育局長
(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「公認心理師法第 7 条第 1 号及び第 2 号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」の一部改正について

公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）第 7 条第 1 号及び第 2 号に規定する公認心理師となるために必要な科目（以下「必要な科目」という。）については、公認心理師法施行規則（平成 29 年文部科学省・厚生労働省令第 3 号）において具体的な科目が規定されており、大学、大学院及び専修学校の専門課程（学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 155 条第 1 項第 5 号に規定する文部科学大臣が指定するものに限る。）が開講するに必要な科目の確認については、「公認心理師法第 7 条第 1 号及び第 2 号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」（平成 29 年 9 月 15 日 29 文科初第 879 号・障発 0915 第 8 号）により実施されてきたところ、今般、別添のとおり改正し、平成 30 年 10 月 16 日から適用することとしたので、適正な実施に遺憾なきを期されたい。

[本件担当]

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課公認心理師制度推進室
電話：03-5253-1111（内線 3113、3112）

(別添)

○ 公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について【新旧対照表】

(下線部が変更部分)

改正後	現 行
<p>別 添</p> <p>公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について</p> <p>第1 必要な科目の確認に関する事項</p> <p>1 大学、大学院及び専修学校の専門課程（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第5号に規定する文部科学大臣が指定するものに限る。）（以下「大学等」という。）が、公認心理師法（平成27年法律第68号。以下「法」という。）第7条第1号及び第2号に規定する「心理学その他の公認心理師となるために必要な科目」（以下「必要な科目」という。）に対応する授業を開始しようとする際には、別表1の「大学における必要な科目名」欄及び別表2の「大学院における必要な科目名」欄の科目ごとの「含まれる事項」（以下「含まれる事項」という。）と開講科目の内容との対応を各大学等で確認するとともに、<u>当該授業を開始しようとする日の6か月前までに、様式1の「開講科目確認書」を厚生労働省に提出すること。また、併せてシラバス等で開講科目の内容をホームページ等に掲載し、公開することが望ましい。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 施行規則第1条第24号に規定する心理演習（以下「心理演習」という。）及び同条第25号に規定する心理実習（以下「心理実習」という。）並びに第2条第10号に規定する心理実践実習（以下「心理実践実習」という。）については、事前に、各大学等が文部科学省及び厚生労働省の確認（以下「国の確認」という。）を受けることができる。なお、国の確認にあたっては、第2に掲げる各事項にも留意すること。</p> <p>国の確認を受けない大学等にあつては、当該大学等への入学を希望する者及び在学生等に対し、当該大学等の開講する科目が施行規則に定める基準を満たしていないことが明らかとなった場合、当該者に受験資格が付与されない場合がある旨をあらかじめ周知しておくことが望ましいこと。</p> <p>国の確認を受けようとする大学等は、当該授業を開始しようとする日の<u>1年前から6か月前までに、様式2の「確認申請書」を厚生労働省に提出すること。ただし、心理演習及び心理実習並びに心理実践実習（以下「実習演習科目」という。）を複数の科目に分割して開講する場合（例：心理演習Ⅰ・心理演習Ⅱ）はこの限りではなく、原則として一部の科目の開始しようとする日が1年より前であ</u></p>	<p>別 添</p> <p>公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について</p> <p>第1 必要な科目の確認に関する事項</p> <p>1 大学、大学院及び専修学校の専門課程（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第5号に規定する文部科学大臣が指定するものに限る。）（以下「大学等」という。）が、公認心理師法（平成27年法律第68号。以下「法」という。）第7条第1号及び第2号に規定する「心理学その他の公認心理師となるために必要な科目」（以下「必要な科目」という。）に対応する授業を開始しようとする際には、別表1の「大学における必要な科目名」欄及び別表2の「大学院における必要な科目名」欄の科目ごとの「含まれる事項」（以下「含まれる事項」という。）と開講科目の内容との対応を各大学等で確認するとともに、<u>様式1の開講科目確認書を文部科学省及び厚生労働省に提出すること。また、併せてシラバス等で開講科目の内容をホームページ等に掲載し、公開することが望ましい。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 施行規則第1条第24号に規定する心理演習（以下「心理演習」という。）及び同条第25号に規定する心理実習（以下「心理実習」という。）並びに第2条第10号に規定する心理実践実習（以下「心理実践実習」という。）については、事前に、各大学等が文部科学省及び厚生労働省の確認（以下「国の確認」という。）を受けることができる。なお、国の確認にあたっては、第2に掲げる各事項にも留意すること。</p> <p>国の確認を受けない大学等にあつては、当該大学等への入学を希望する者及び在学生等に対し、当該大学等の開講する科目が施行規則に定める基準を満たしていないことが明らかとなった場合、当該者に受験資格が付与されない場合がある旨をあらかじめ周知しておくことが望ましいこと。</p> <p>国の確認を受けようとする大学等は、当該授業を開始しようとする日の6か月前までに、<u>様式2の確認申請書を文部科学省及び厚生労働省に提出すること。ただし、平成30年6月1日までに当該授業を開始しようとする場合は、平成29年11月30日までに確認申請書を提出すること。</u></p> <p><u>当該確認申請書を提出する際は、少なくとも心理演習及び心理実</u></p>

改正後	現行
<p><u>っても、その科目の内容を含めて提出することとする。</u></p> <p>4 開講科目確認書の内容に変更があったとき、又は実習演習科目について国の確認を受けた場合であって、確認申請書の内容に変更があったときは、当該変更を行った日から1か月以内に<u>変更届（開講科目確認書又は確認申請書の様式に準じて各大学等において作成すること。）</u>を厚生労働省に提出すること。</p> <p>5 開講科目確認書及び確認申請書並びに<u>変更届</u>の提出に当たっては、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室に<u>1部</u>送付すること。</p> <p>第2 国の確認に当たっての留意事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 教育に関する事項</p> <p>(1) 実習演習科目の教育内容については、<u>別表1</u>の「大学における必要な科目名」欄及び<u>別表2</u>の「大学院における必要な科目名」欄の科目ごとの「含まれる事項」に掲げられる内容以上のものが含まれているべきこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p><u>習並びに心理実践実習（「実習演習科目」という。）の時間数及び履修方法が明示されている大学等の学則等を併せて提出すること。</u></p> <p>4 実習演習科目について国の確認を受けた場合であって、確認申請書の内容に変更があったときは、当該変更を行った日から1か月以内に<u>確認変更届（確認申請書の様式に準じて各大学等において作成すること。）</u>を文部科学省及び厚生労働省に提出すること。</p> <p>5 開講科目確認書及び確認申請書並びに<u>確認変更届</u>の提出に当たっては、<u>文部科学省への提出分を含め、計2部を、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室に送付すること。</u></p> <p>第2 国の確認に当たっての留意事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 教育に関する事項</p> <p>(1) 実習演習科目の教育内容については、<u>別表</u>の「大学における必要な科目名」欄及び「大学院における必要な科目名」欄の科目ごとの「含まれる事項」に掲げられる内容以上のものが含まれているべきこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p>

改正後

現行

(別表1)

大学における必要な科目	
大学(※)における必要な科目名	含まれる事項
1 公認心理師の職責	① 公認心理師の役割 ② 公認心理師の法的義務及び倫理 ③ 心理に関する支援を要する者等の安全の確保 ④ 情報の適切な取扱い ⑤ 保健医療、福祉、教育その他の分野における公認心理師の具体的な業務 ⑥ 自己課題発見・解決能力 ⑦ 生涯学習への準備 ⑧ 多職種連携及び地域連携
2 心理学概論	① 心理学の成り立ち ② 人の心の基本的な仕組み及び働き
3 臨床心理学概論	① 臨床心理学の成り立ち ② 臨床心理学の代表的な理論
4 心理学研究法	① 心理学における実証的研究法（量的研究及び質的研究） ② データを用いた実証的な思考方法 ③ 研究における倫理
5 心理学統計法	① 心理学で用いられる統計手法 ② 統計に関する基礎的な知識
6 心理学実験	① 実験の計画立案 ② 統計に関する基礎的な知識
7 知覚・認知心理学	① 人の感覚・知覚等の機序及びその障害 ② 人の認知・思考等の機序及びその障害
8 学習・言語心理学	① 人の行動が変化する過程 ② 言語の習得における機序
9 感情・人格心理学	① 感情に関する理論及び感情喚起の機序 ② 感情が行動に及ぼす影響 ③ 人格の概念及び形成過程 ④ 人格の類型、特性等
10 神経・生理心理学	① 脳神経系の構造及び機能 ② 記憶、感情等の生理学的反応の機序 ③ 高次脳機能障害の概要
11 社会・集団・家族心理学	① 対人関係並びに集団における人の意識及び行動についての心の過程 ② 人の態度及び行動 ③ 家族、集団及び文化が個人に及ぼす影響

(別表1)

大学における必要な科目	
大学(※)における必要な科目名	含まれる事項
1 公認心理師の職責	① 公認心理師の役割 ② 公認心理師の法的義務及び倫理 ③ 心理に関する支援を要する者等の安全の確保 ④ 情報の適切な取扱い ⑤ 保健医療、福祉、教育その他の分野における公認心理師の具体的な業務 ⑥ 自己課題発見・解決能力 ⑦ 生涯学習への準備 ⑧ 多職種連携及び地域連携
2 心理学概論	① 心理学の成り立ち ② 人の心の基本的な仕組み及び働き
3 臨床心理学概論	① 臨床心理学の成り立ち ② 臨床心理学の代表的な理論
4 心理学研究法	① 心理学における実証的研究法（量的研究及び質的研究） ② データを用いた実証的な思考方法 ③ 研究における倫理
5 心理学統計法	① 心理学で用いられる統計手法 ② 統計に関する基礎的な知識
6 心理学実験	① 実験の計画立案 ② 統計に関する基礎的な知識
7 知覚・認知心理学	① 人の感覚・知覚等の機序及びその障害 ② 人の認知・思考等の機序及びその障害
8 学習・言語心理学	① 人の行動が変化する過程 ② 言語の習得における機序
9 感情・人格心理学	① 感情に関する理論及び感情喚起の機序 ② 感情が行動に及ぼす影響 ③ 人格の概念及び形成過程 ④ 人格の類型、特性等
10 神経・生理心理学	① 脳神経系の構造及び機能 ② 記憶、感情等の生理学的反応の機序 ③ 高次脳機能障害の概要
11 社会・集団・家族心理学	① 対人関係並びに集団における人の意識及び行動についての心の過程 ② 人の態度及び行動 ③ 家族、集団及び文化が個人に及ぼす影響

改正後		現行	
12	発達心理学	① 認知機能の発達及び感情・社会性の発達 ② 自己と他者の関係の在り方と心理的発達 ③ 誕生から死に至るまでの生涯における心身の発達 ④ 発達障害等非定型発達についての基礎的な知識及び考え方 ⑤ 高齢者の心理	① 認知機能の発達及び感情・社会性の発達 ② 自己と他者の関係の在り方と心理的発達 ③ 誕生から死に至るまでの生涯における心身の発達 ④ 発達障害等非定型発達についての基礎的な知識及び考え方 ⑤ 高齢者の心理
13	障害者・障害児心理学	① 身体障害、知的障害及び精神障害の概要 ② 障害者・障害児の心理社会的課題及び必要な支援	① 身体障害、知的障害及び精神障害の概要 ② 障害者・障害児の心理社会的課題及び必要な支援
14	心理的アセスメント	① 心理的アセスメントの目的及び倫理 ② 心理的アセスメントの観点及び展開 ③ 心理的アセスメントの方法（観察、面接及び心理検査） ④ 適切な記録及び報告	① 心理的アセスメントの目的及び倫理 ② 心理的アセスメントの観点及び展開 ③ 心理的アセスメントの方法（観察、面接及び心理検査） ④ 適切な記録及び報告
15	心理学的支援法	① 代表的な心理療法並びにカウンセリングの歴史、概念、意義、適応及び限界 ② 訪問による支援や地域支援の意義 ③ 良好な人間関係を築くためのコミュニケーションの方法 ④ プライバシーへの配慮 ⑤ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する支援 ⑥ 心の健康教育	① 代表的な心理療法並びにカウンセリングの歴史、概念、意義、適応及び限界 ② 訪問による支援や地域支援の意義 ③ 良好な人間関係を築くためのコミュニケーションの方法 ④ プライバシーへの配慮 ⑤ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する支援 ⑥ 心の健康教育
16	健康・医療心理学	① ストレスと心身の疾病との関係 ② 医療現場における心理社会的課題及び必要な支援 ③ 保健活動が行われている現場における心理社会的課題及び必要な支援 ④ 災害時等に必要な心理に関する支援	① ストレスと心身の疾病との関係 ② 医療現場における心理社会的課題及び必要な支援 ③ 保健活動が行われている現場における心理社会的課題及び必要な支援 ④ 災害時等に必要な心理に関する支援
17	福祉心理学	① 福祉現場において生じる問題及びその背景 ② 福祉現場における心理社会的課題及び必要な支援 ③ 虐待についての基本的知識	① 福祉現場において生じる問題及びその背景 ② 福祉現場における心理社会的課題及び必要な支援 ③ 虐待についての基本的知識
18	教育・学校心理学	① 教育現場において生じる問題及びその背景 ② 教育現場における心理社会的課題及び必要な支援	① 教育現場において生じる問題及びその背景 ② 教育現場における心理社会的課題及び必要な支援
19	司法・犯罪心理学	① 犯罪・非行、犯罪被害及び家事事件についての基本的知識 ② 司法・犯罪分野における問題に対して必要な心理に関する支援	① 犯罪・非行、犯罪被害及び家事事件についての基本的知識 ② 司法・犯罪分野における問題に対して必要な心理に関する支援

改正後		現 行	
20	産業・組織心理学	① 職場における問題（キャリア形成に関することを含む。）に対して必要な心理に関する支援 ② 組織における人の行動	① 職場における問題（キャリア形成に関することを含む。）に対して必要な心理に関する支援 ② 組織における人の行動
21	人体の構造と機能及び疾病	① 心身機能と身体構造及び様々な疾病や障害 ② がん、難病等の心理に関する支援が必要な主な疾病	① 心身機能と身体構造及び様々な疾病や障害 ② がん、難病等の心理に関する支援が必要な主な疾病
22	精神疾患とその治療	① 精神疾患総論（代表的な精神疾患についての成因、症状、診断法、治療法、経過、本人や家族への支援を含む。） ② 向精神薬をはじめとする薬剤による心身の変化 ③ 医療機関との連携	① 精神疾患総論（代表的な精神疾患についての成因、症状、診断法、治療法、経過、本人や家族への支援を含む。） ② 向精神薬をはじめとする薬剤による心身の変化 ③ 医療機関との連携
23	関係行政論	① 保健医療分野に関係する制度 ② 福祉分野に関係する制度 ③ 教育分野に関係する制度 ④ 司法・犯罪分野に関係する制度 ⑤ 産業・労働分野に関係する制度	① 保健医療分野に関係する制度 ② 福祉分野に関係する制度 ③ 教育分野に関係する制度 ④ 司法・犯罪分野に関係する制度 ⑤ 産業・労働分野に関係する制度
24	心理演習	知識及び技能の基本的な水準の修得を目的とし、次の（ア）から（オ）までに掲げる事項について、具体的な場面を想定した役割演技（ロールプレイング）を行い、かつ、事例検討で取り上げる。 （ア）心理に関する支援を要する者等に関する以下の知識及び技能の修得 （１）コミュニケーション （２）心理検査 （３）心理面接 （４）地域支援 等 （イ）心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成 （ウ）心理に関する支援を要する者の現実生活を視野に入れたチームアプローチ （エ）多職種連携及び地域連携 （オ）公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解	知識及び技能の基本的な水準の修得を目的とし、次の（ア）から（オ）までに掲げる事項について、具体的な場面を想定した役割演技（ロールプレイング）を行い、かつ、事例検討で取り上げる。 （ア）心理に関する支援を要する者等に関する以下の知識及び技能の修得 （１）コミュニケーション （２）心理検査 （３）心理面接 （４）地域支援 等 （イ）心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成 （ウ）心理に関する支援を要する者の現実生活を視野に入れたチームアプローチ （エ）多職種連携及び地域連携 （オ）公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解

改正後		現行	
25	心理実習	25	心理実習
	<p>① 実習生が、次の（ア）から（ウ）までに掲げる事項については、「公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設」（平成29年文部科学省・厚生労働省告示第5号）のとおり。）において、見学等による実習を行いながら、当該施設の実習指導者又は実習担当教員による指導を受けるべきこと。</p> <p>ただし、当分の間、医療機関での実習を必須とし、医療機関以外の施設における実習については適宜行うこととしても差し支えないこと。</p> <p>② 実習担当教員が、実習生の実習状況について把握し、次の（ア）から（ウ）までに掲げる事項について基本的な水準の修得ができるように、実習生及び実習指導者との連絡調整を密に行う。</p> <p>（ア） 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ</p> <p>（イ） 多職種連携及び地域連携</p> <p>（ウ） 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解</p>		<p>① 実習生が、次の（ア）から（ウ）までに掲げる事項については「公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設」（平成29年文部科学省・厚生労働省告示第5号）のとおり。）において、見学等による実習を行いながら、当該施設の実習指導者又は実習担当教員による指導を受けるべきこと。</p> <p>ただし、当分の間、医療機関での実習を必須とし、医療機関以外の施設における実習については適宜行うこととしても差し支えないこと。</p> <p>② 実習担当教員が、実習生の実習状況について把握し、次の（ア）から（ウ）までに掲げる事項について基本的な水準の修得ができるように、実習生及び実習指導者との連絡調整を密に行う。</p> <p>（ア） 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ</p> <p>（イ） 多職種連携及び地域連携</p> <p>（ウ） 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解</p>
<p>(※) 専修学校の専門課程も対象とする。</p> <p>(別表2) (略)</p>		<p>(※) 専修学校の専門課程も対象とする。</p> <p>(別表2) (略)</p>	

改正後

現行

年 月 日

(様式1)

(様式1)

大学等名 _____

開講科目確認書 (大学)

年 月 日

開講科目確認書 (大学)

No.	大学(注1)における必要な科目名 ※()内に開講科目名を記入すること。複数可。	含まれる事項	チェック (注2)
1	公認心理師の職責 ()	① 公認心理師の役割 ② 公認心理師の法的義務及び倫理 ③ 心理に関する支援を要する者等の安全の確保 ④ 情報の適切な取扱い ⑤ 保健医療、福祉、教育その他の分野における公認心理師の具体的な業務 ⑥ 自己課題発見・解決能力 ⑦ 生涯学習への準備 ⑧ 多職種連携及び地域連携	
2	心理学概論 ()	① 心理学の成り立ち ② 人の心の基本的な仕組み及び働き	
3	臨床心理学概論 ()	① 臨床心理学の成り立ち ② 臨床心理学の代表的な理論	
4	心理学研究法 ()	① 心理学における実証的研究法(量的研究及び質的研究) ② データを用いた実証的な思考方法 ③ 研究における倫理	
5	心理学統計法 ()	① 心理学で用いられる統計手法 ② 統計に関する基礎的な知識	
6	心理学実験 ()	① 実験の計画立案 ② 統計に関する基礎的な知識	
7	知覚・認知心理学 ()	① 人の感覚・知覚等の機序及びその障害 ② 人の認知・思考等の機序及びその障害	
8	学習・言語心理学 ()	① 人の行動が変化する過程 ② 言語の習得における機序	

No.	大学における必要な科目名(注1) ※()内に開講科目名を記入すること。複数可。	含まれる事項	チェック (注2)
1	公認心理師の職責 ()	① 公認心理師の役割 ② 公認心理師の法的義務及び倫理 ③ 心理に関する支援を要する者等の安全の確保 ④ 情報の適切な取扱い ⑤ 保健医療、福祉、教育その他の分野における公認心理師の具体的な業務 ⑥ 自己課題発見・解決能力 ⑦ 生涯学習への準備 ⑧ 多職種連携及び地域連携	
2	心理学概論 ()	① 心理学の成り立ち ② 人の心の基本的な仕組み及び働き	
3	臨床心理学概論 ()	① 臨床心理学の成り立ち ② 臨床心理学の代表的な理論	
4	心理学研究法 ()	① 心理学における実証的研究法(量的研究及び質的研究) ② データを用いた実証的な思考方法 ③ 研究における倫理	
5	心理学統計法 ()	① 心理学で用いられる統計手法 ② 統計に関する基礎的な知識	
6	心理学実験 ()	① 実験の計画立案 ② 統計に関する基礎的な知識	
7	知覚・認知心理学 ()	① 人の感覚・知覚等の機序及びその障害 ② 人の認知・思考等の機序及びその障害	
8	学習・言語心理学 ()	① 人の行動が変化する過程 ② 言語の習得における機序	
9	感情・人格心理学 ()	① 感情に関する理論及び感情喚起の機序 ② 感情が行動に及ぼす影響	

改正後			現行			
9 感情・人格心理学 ()	① 感情に関する理論及び感情喚起の機序		10 神経・生理心理学 ()	③ 人格の概念及び形成過程		
	② 感情が行動に及ぼす影響			④ 人格の類型、特性等		
	③ 人格の概念及び形成過程			① 脳神経系の構造及び機能		
	④ 人格の類型、特性等			② 記憶、感情等の生理学的反応の機序		
10 神経・生理心理学 ()	① 脳神経系の構造及び機能		11 社会・集団・家族心理学 ()	③ 高次脳機能障害の概要		
	② 記憶、感情等の生理学的反応の機序			① 対人関係並びに集団における人の意識及び行動についての心の過程		
	③ 高次脳機能障害の概要			② 人の態度及び行動		
11 社会・集団・家族心理学 ()	① 対人関係並びに集団における人の意識及び行動についての心の過程		12 発達心理学 ()	③ 家族、集団及び文化が個人に及ぼす影響		
	② 人の態度及び行動			① 認知機能の発達及び感情・社会性の発達		
	③ 家族、集団及び文化が個人に及ぼす影響			② 自己と他者の関係の在り方と心理的発達		
	① 認知機能の発達及び感情・社会性の発達			③ 誕生から死に至るまでの生涯における心身の発達		
	② 自己と他者の関係の在り方と心理的発達			④ 発達障害等非定型発達についての基礎的な知識及び考え方		
12 発達心理学 ()	③ 誕生から死に至るまでの生涯における心身の発達		13 障害者・障害児心理学 ()	⑤ 高齢者の心理		
	④ 発達障害等非定型発達についての基礎的な知識及び考え方			① 身体障害、知的障害及び精神障害の概要		
	⑤ 高齢者の心理			② 障害者・障害児の心理社会的課題及び必要な支援		
	① 身体障害、知的障害及び精神障害の概要			① 心理的アセスメントの目的及び倫理		
	② 障害者・障害児の心理社会的課題及び必要な支援			② 心理的アセスメントの観点及び展開		
13 障害者・障害児心理学 ()	① 身体障害、知的障害及び精神障害の概要		14 心理的アセスメント ()	③ 心理的アセスメントの方法(観察、面接及び心理検査)		
	② 障害者・障害児の心理社会的課題及び必要な支援			④ 適切な記録及び報告		
	① 心理的アセスメントの目的及び倫理			15 心理学的支援法 ()	① 代表的な心理療法並びにカウンセリングの歴史、概念、意義、適応及び限界	
	② 心理的アセスメントの観点及び展開				② 訪問による支援や地域支援の意義	
③ 心理的アセスメントの方法(観察、面接及び心理検査)		③ 良好な人間関係を築くためのコミュニケーションの方法				
④ 適切な記録及び報告		④ プライバシーへの配慮				
① 代表的な心理療法並びにカウンセリングの歴史、概念、意義、適応及び限界		⑤ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する支援				
14 心理的アセスメント ()	② 訪問による支援や地域支援の意義					
	③ 良好な人間関係を築くためのコミュニケーションの方法					
	④ プライバシーへの配慮					
15 心理学的支援法 ()	⑤ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する支援					

改正後			現行		
		④ プライバシーへの配慮			
		⑤ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する支援			
		⑥ 心の健康教育			
16	健康・医療心理学 ()	① ストレスと心身の疾病との関係	16	健康・医療心理学 ()	⑥ 心の健康教育
		② 医療現場における心理社会的課題及び必要な支援			① ストレスと心身の疾病との関係
		③ 保健活動が行われている現場における心理社会的課題及び必要な支援			② 医療現場における心理社会的課題及び必要な支援
		④ 災害時等に必要心理に関する支援			③ 保健活動が行われている現場における心理社会的課題及び必要な支援
17	福祉心理学 ()	① 福祉現場において生じる問題及びその背景	17	福祉心理学 ()	④ 災害時等に必要心理に関する支援
		② 福祉現場における心理社会的課題及び必要な支援			① 福祉現場において生じる問題及びその背景
		③ 虐待についての基本的知識			② 福祉現場における心理社会的課題及び必要な支援
18	教育・学校心理学 ()	① 教育現場において生じる問題及びその背景	18	教育・学校心理学 ()	③ 虐待についての基本的知識
		② 教育現場における心理社会的課題及び必要な支援			① 教育現場において生じる問題及びその背景
19	司法・犯罪心理学 ()	① 犯罪・非行、犯罪被害及び家事事件についての基本的知識	19	司法・犯罪心理学 ()	② 教育現場における心理社会的課題及び必要な支援
		② 司法・犯罪分野における問題に対して必要心理に関する支援			① 犯罪・非行、犯罪被害及び家事事件についての基本的知識
20	産業・組織心理学 ()	① 職場における問題(キャリア形成に関することを含む。)に対して必要心理に関する支援	20	産業・組織心理学 ()	② 司法・犯罪分野における問題に対して必要心理に関する支援
		② 組織における人の行動			① 職場における問題(キャリア形成に関することを含む。)に対して必要心理に関する支援
21	人体の構造と機能及び疾病 ()	① 心身機能と身体構造及び様々な疾病や障害	21	人体の構造と機能及び疾病 ()	② 組織における人の行動
		② がん、難病等の心理に関する支援が必要な主な疾病			① 心身機能と身体構造及び様々な疾病や障害
22	精神疾患とその治療 ()	① 精神疾患総論(代表的な精神疾患についての成因、症状、診断法、治療法、経過、本人や家族への支援を含む。)	22	精神疾患とその治療 ()	② がん、難病等の心理に関する支援が必要な主な疾病
		② 向精神薬をはじめとする薬剤による心身の変化			① 精神疾患総論(代表的な精神疾患についての成因、症状、診断法、治療法、経過、本人や家族への支援を含む。)
		③ 医療機関との連携			② 向精神薬をはじめとする薬剤による心身の変化
					③ 医療機関との連携
			23	関係行政論 ()	① 保健医療分野に係る制度
					② 福祉分野に係る制度
					③ 教育分野に係る制度

改正後

23	関係行政論 ()	① 保健医療分野に関する制度		
		② 福祉分野に関する制度		
		③ 教育分野に関する制度		
		④ 司法・犯罪分野に関する制度		
		⑤ 産業・労働分野に関する制度		

担当者確認欄

開講科目について、当該科目名が第1の2の要件を満たしていること及び含まれる事項を含んでいることを確認した。

所属・職名 氏名

所属・職名 氏名

(注1) 専修学校の専門課程(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第155条第1項第5号に規定する文部科学大臣が指定するものに限る。)も対象とすること。

(注2) 開講科目名が第1の2の要件を満たしていること及び開講科目が含まれる事項を含んでいることを確認の上、複数名でチェックし、担当者確認欄に記載すること。

本件に関する照会先	担当部署名	
	住所	〒
	電話番号	

現行

	④ 司法・犯罪分野に関する制度	
	⑤ 産業・労働分野に関する制度	

(注1) 専修学校の専門課程(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第155条第1項第5号に規定する文部科学大臣が指定するものに限る。)も対象とすること。

(注2) 開講科目が含まれる事項を含んでいることを確認の上、チェックすること。

改正後				現行			
大学等名 _____				開講科目確認書 (大学院)			
_____年 月 日				_____年 月 日			
開講科目確認書 (大学院)				開講科目確認書 (大学院)			
No.	大学院における必要な科目名 ※ () 内に開講科目名を記入すること。複数可。	含まれる事項	チェック (注)	No.	大学院における必要な科目名 ※ () 内に開講科目名を記入すること。複数可。	含まれる事項	チェック (注)
1	保健医療分野に関する理論と支援の展開 ()	① 保健医療分野に関わる公認心理師の実践		1	保健医療分野に関する理論と支援の展開 ()	① 保健医療分野に関わる公認心理師の実践	
2	福祉分野に関する理論と支援の展開 ()	① 福祉分野に関わる公認心理師の実践		2	福祉分野に関する理論と支援の展開 ()	① 福祉分野に関わる公認心理師の実践	
3	教育分野に関する理論と支援の展開 ()	① 教育分野に関わる公認心理師の実践		3	教育分野に関する理論と支援の展開 ()	① 教育分野に関わる公認心理師の実践	
4	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開 ()	① 司法・犯罪分野に関わる公認心理師の実践		4	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開 ()	① 司法・犯罪分野に関わる公認心理師の実践	
5	産業・労働分野に関する理論と支援の展開 ()	① 産業・労働分野に関わる公認心理師の実践		5	産業・労働分野に関する理論と支援の展開 ()	① 産業・労働分野に関わる公認心理師の実践	
6	心理的アセスメントに関する理論と実践 ()	① 公認心理師の実践における心理的アセスメントの意義		6	心理的アセスメントに関する理論と実践 ()	① 公認心理師の実践における心理的アセスメントの意義	
		② 心理的アセスメントに関する理論と方法				② 心理的アセスメントに関する理論と方法	
		③ 心理に関する相談、助言、指導等への上記①及び②の応用				③ 心理に関する相談、助言、指導等への上記①及び②の応用	
7	心理支援に関する理論と実践 ()	① 力動論に基づく心理療法の理論と方法		7	心理支援に関する理論と実践 ()	① 力動論に基づく心理療法の理論と方法	
		② 行動論・認知論に基づく心理療法の理論と方法				② 行動論・認知論に基づく心理療法の理論と方法	
		③ その他の心理療法の理論と方法				③ その他の心理療法の理論と方法	
		④ 心理に関する相談、助言、指導等への上記①から③までの応用				④ 心理に関する相談、助言、指導等への上記①から③までの応用	
		⑤ 心理に関する支援を要する者の特性や状況に応じた適切な支援方法の選択・調整				⑤ 心理に関する支援を要する者の特性や状況に応じた適切な支援方法の選択・調整	
8	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践 ()	① 家族関係等集団の関係性に焦点を当てた心理支援の理論と方法		8	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践 ()	① 家族関係等集団の関係性に焦点を当てた心理支援の理論と方法	

改 正 後		現 行	
8 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践 ()	① 家族関係等集団の関係性に焦点を当てた心理支援の理論と方法 ② 地域社会や集団・組織に働きかける心理学的援助に関する理論と方法 ③ 心理に関する相談、助言、指導等への上記①及び②の応用		② 地域社会や集団・組織に働きかける心理学的援助に関する理論と方法 ③ 心理に関する相談、助言、指導等への上記①及び②の応用
9 心の健康教育に関する理論と実践 ()	① 心の健康教育に関する理論 ② 心の健康教育に関する実践	9 心の健康教育に関する理論と実践 ()	① 心の健康教育に関する理論 ② 心の健康教育に関する実践
担当者確認欄			
開講科目について、当該科目名が第1の2の要件を満たしていること及び含まれる事項を含んでいることを確認した。			
所属・職名		氏名	
所属・職名		氏名	
<p>(注) 開講科目名が第1の2の要件を満たしていること及び開講科目が含まれる事項を含んでいることを確認の上、<u>複数名でチェックし、担当者確認欄に記載</u>すること。</p>			
本件に関する照会先	担当部署名		
	住所	〒	
	電話番号		

(注) 開講科目が含まれる事項を含んでいることを確認の上、チェックすること。

改正後	現行
<p>(様式2)</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>文 部 科 学 省 高 等 教 育 局 専 門 教 育 課 長 殿 厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 精 神 ・ 障 害 保 健 課 長</p> <p style="text-align: right;">申 請 者 印</p> <p style="text-align: center;">確 認 申 請 書</p> <p>標記について、「公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」(平成29年9月15日29文科初第879号・障発0915第8号)に基づき申請します。</p>	<p>(様式2)</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 健 康 教 育 ・ 食 育 課 長 殿 厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 精 神 ・ 障 害 保 健 課 長</p> <p style="text-align: right;">申 請 者 印</p> <p style="text-align: center;">確 認 申 請 書</p> <p>標記について、「公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」(平成29年9月15日29文科初第879号・障発0915第8号)に基づき申請します。</p>

改正後

確認申請書 (大学 ※)

1. 設置者					
2. 大学の名称 (学部・学科等含む)					
3. 大学の本部の住所					
4. 実習演習科目の名称 及び開講 (予定) 年月 日	科目名	開講 (予定) 年月日			
5. 実習演習科目の受入 可能人数 (科目ごと に記載)	心理演習	人			
	心理実習	人			
6. 実習演習担当教員 の員数 (科目ごとに 記載)	心理演習	人			
	心理実習	人			
7. 実習演習担当教員	氏名	担当科目名 (4のうち担当する科目名のみ記載)		教員調書頁番号	
8. 実習施設	施設等の名称	分野	所在地	実習指導者 氏名	実習指導者 調書頁番号
9. 本件に関する照会 先	担当部署名				
	住所	〒			
	電話番号				

(注1) 欄が不足する場合については、適宜追加すること。

(注2) 「8. 実習施設」の「分野」欄は、当該欄の左「施設等の名称」欄に記載した施設が、

- ・保健医療分野に該当する場合は①
- ・福祉分野に該当する場合は②

現 行

確認申請書 (大学 ※)

1. 設置者					
2. 大学の名称					
3. 大学の本部の住所					
4. 実習演習科目の名称 及び開講 (予定) 年月 日	科目名	開講 (予定) 年月日			
5. 実習演習科目の受入 可能人数	心理演習科目	人			
	心理実習科目	人			
6. 実習演習担当教員 の員数	心理演習科目	人			
	心理実習科目	人			
7. 実習演習科目の受入 可能人数 15 人に対す る実習演習担当教員 の員数	心理演習科目	人			
	心理実習科目	人			
8. 実習指導者の人数	人				
9. 実習演習担当教員	氏名	年齢	担当科目	教員調書頁 番号	
10. 実習施設	施設等の名称	分野	所在地	実習指導者 氏名	実習指導者 調書頁番号

(注1) 欄が不足する場合については、適宜追加のこと。

(注2) 「10. 実習施設」の「分野」欄は、当該欄の左「施設等の名称」欄に記載した施設が、

- ・保健医療分野に該当する場合は①
- ・福祉分野に該当する場合は②
- ・教育分野に該当する場合は③
- ・司法・犯罪分野に該当する場合は④

改正後	現行
<p>・教育分野に該当する場合は③</p> <p>・司法・犯罪分野に該当する場合は④</p> <p>・産業・労働分野に該当する場合は⑤</p> <p>をそれぞれ記載すること。</p> <p>なお、大学又は大学院に設置されている心理職を要請するための相談室における実習についても記載することとし、その場合は、「分野」欄は空欄とすること。</p> <p><u>(注3) 第2の2(1)の規定により、実習担当教員が実習指導を行う場合、実習指導者調書は不要であること。</u></p> <p>(※) 専修学校の専門課程(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第155条第1項第5号に規定する文部科学大臣が指定するものに限る。)の場合は、様式の「大学」とあるのを「専修学校の専門課程」と変えて使用すること。</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教員調書 2 実習指導者調書 3 実習施設の設置者の承諾書 4 実習演習計画(特に第2の2(1)ア及び3(1)、4(1)及び(7)の内容がわかるものとする) <p><u>(※) 書類はすべてA4版・片面・白黒印刷で提出すること。</u></p>	<p>・産業・労働分野に該当する場合は⑤</p> <p>をそれぞれ記載すること。</p> <p>(※) 専修学校の専門課程(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第155条第1項第5号に規定する文部科学大臣が指定するものに限る。)の場合は、様式の「大学」とあるのを「専修学校の専門課程」と変えて使用すること。</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実習施設の設置者の承諾書 2 実習計画(特に第2の3(1)、4(7)の内容がわかるものとする) 3 開講科目確認書

改正後

確認申請書 (大学院)

1. 設置者					
2. 大学院の名称 (研究科・専攻等含む)					
3. 大学院の本部の住所					
4. 心理実践実習科目の 名称及び開講 (予定) 年月日	科目名		開講 (予定) 年月日		
5. 心理実践実習科目の 受入可能人数 (科目 ごとに記載)	人				
6. 心理実践実習科目担 当教員の員数 (科目 ごとに記載)	人				
7. 心理実践実習科目担 当教員	氏名	担当科目名 (4のうち担当する科目名のみ記載)		教員調書頁番号	
8. 実習施設	施設等の名称	分野	所在地	実習指導者 氏名	実習指導者 調書頁番号
9. 本件に関する照会 先	担当部署名				
	住所	〒			
	電話番号				

(注1) 欄が不足する場合については、適宜追加すること。

(注2) 「8. 実習施設」の「分野」欄は、当該欄の左「施設等の名称」欄に記載した施設が、
・保健医療分野に該当する場合は①

現 行

確認申請書 (大学院)

1. 設置者					
2. 大学院の名称					
3. 大学院の本部の住所					
4. 心理実践実習科目の 名称及び開講 (予定) 年月日	科目名		開講 (予定) 年月日		
5. 心理実践実習科目の 受入可能人数	人				
6. 心理実践実習科目担 当教員の員数	人				
7. 心理実践実習科目の 受入可能人数 5人に 対する心理実践実習 担当教員の員数	人				
8. 実習指導者の人数	人				
9. 心理実践実習科目担 当教員	氏名	年齢	担当科目	教員調書頁 番号	
10. 実習施設	施設等の名称	分野	所在地	実習指導者 氏名	実習指導者 調書頁番号

(注1) 欄が不足する場合については、適宜追加のこと。

(注2) 「10. 実習施設」の「分野」欄は、当該欄の左「施設等の名称」欄に記載した施設が、
・保健医療分野に該当する場合は①
・福祉分野に該当する場合は②
・教育分野に該当する場合は③

改正後	現行
<p>・福祉分野に該当する場合は② ・教育分野に該当する場合は③ ・司法・犯罪分野に該当する場合は④ ・産業・労働分野に該当する場合は⑤ をそれぞれ記載すること。 <u>なお、大学又は大学院に設置されている心理職を要請するための相談室における実習についても記載することとし、その場合は、「分野」欄は空欄とすること。</u></p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教員調書 2 実習指導者調書 3 実習施設の設置者の承諾書 4 実習計画（特に第2の2（1）イ及び3（1）、4（1）及び（7）の内容がわかるものとする） <p><u>(※) 書類はすべてA4版・片面・白黒印刷で提出すること。</u></p>	<p>・司法・犯罪分野に該当する場合は④ ・産業・労働分野に該当する場合は⑤ をそれぞれ記載すること。</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実習施設の設置者の承諾書 2 実習計画（特に第2の3（1）、4（7）の内容がわかるものとする） 3 開講科目確認書

改正後

教員調書

大学等の名称			
氏名		性別	
生年月日			
最終学歴			
担当科目			
教員 資格 要件	公認心理師実習演習担当教員講習会		1. 修了（修了年月： 年 月） 2. 未修了
	教員 資格 要件 に係る 職歴・ 教育歴	勤務先（職階）	心理に関する教育内容 （心理分野の教育に係る実習又は演習のみ）
		年月～年月（従事 した期間 年 か月）	
		従事した期間の合計	

(注1) 欄が不足する場合には、適宜追加すること。

(注2) 教員ごとに作成すること。

(注3) 実習演習担当教員は次のいずれかに該当する者であること。

- ① 公認心理師の資格を取得した後、法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習演習担当教員を養成するために行う講習会であって文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者
- ② 大学（大学院及び短期大学を含む。）の教授、准教授、講師又は助教として、心理分野の教育に係る実習又は演習の教授に関し3年以上の経験を有する者
- ③ 専修学校の専門課程の専任教員として、心理分野の教育に係る実習又は演習の教授に関し3年以上の経験を有する者

(注4) (注3)のうち①に該当する者は、公認心理師実習演習担当教員講習会の修了書の写し及び公認心理師登録証の写しを添付すること。

現行

教員調書

大学等の名称				
氏名		性別		
生年月日	年齢（ ）歳※科目開講時			
最終学歴				
担当科目				
公認心理師資格取得の有無				
	資格取得年月日			
教員 資格 要件	区分			
	公認心理師実習演習担当教員講習会		1. 修了（修了年月： 年 月） 2. 未修了	
	職歴・ 教育歴	勤務先	業務内容又は教育内容	年月～年月（従事 した期間 年 か月）
従事した期間の合計				

(注1) 欄が不足する場合には、適宜追加すること。

(注2) 教員ごとに作成すること。

(注3) 公認心理師実習演習担当教員講習会を修了した者については、当該講習会の修了書の写しを添付すること。

(注4) 「区分」欄については、実習演習担当教員が、

- ・ 公認心理師の資格を取得した後、法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習演習担当教員を養成するために行う講習会であって文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者にあつては①
 - ・ 大学（大学院及び短期大学を含む。）の教授、准教授、講師又は助教として、心理分野の教育に係る実習又は演習の教授に関し3年以上の経験を有する者にあつては②
 - ・ 専修学校の専門課程の専任教員として、心理分野の教育に係る実習又は演習の教授に関し3年以上の経験を有する者にあつては③
- をそれぞれ記載すること。

(注5) 公認心理師資格取得の有無欄に有と記載した場合には、公認心理師登録証の写しを添付すること。

改正後

実習指導者調書

実習施設名			
氏名		性別	
生年月日			
実習指導者資格要件に係る職歴	公認心理師実習指導者講習会		1. 修了(修了年月: 年 月) 2. 未修了
	勤務先	心理に関する業務内容	年月～年月(従事した期間 年 か月)
	従事した期間の合計		

(注1) 欄が不足する場合には、適宜追加すること。

(注2) 実習指導者ごとに作成すること。

(注3) 実習指導者は次のいずれかに該当する者であること。

① 公認心理師の資格を取得した後、法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事した経験を有する者であつて、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者

② 法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事し、又は従事した経験を有する者のうち、必要な科目を開設する大学等が適当と認める者

(注4) (注3)のうち①に該当する者は、公認心理師実習指導者講習会の修了書の写し及び公認心理師登録証の写しを添付すること。

現行

実習指導者調書

実習施設名			
氏名		性別	
生年月日	年齢()歳※科目開講時		
公認心理師資格取得の有無			
資格取得年月日			
実習指導者資格要件に係る職歴	区分		
	公認心理師実習指導者講習会		1. 修了(修了年月: 年 月) 2. 未修了
	勤務先	業務内容	年月～年月(従事した期間 年 か月)
	従事した期間の合計		

(注1) 欄が不足する場合には、適宜追加のこと。

(注2) 実習指導者ごとに作成すること。

(注3) 「区分」欄については、実習指導者が、

- 公認心理師の資格を取得した後、法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事した経験を有する者であつて、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者にあつては①

- 法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事し、又は従事した経験を有する者のうち、必要な科目を開設する大学等が適当と認める者にあつては②をそれぞれ記載すること。

(注4) 公認心理師実習指導者講習会を修了した者については、当該講習会の修了書の写しを添付すること。

(注5) 公認心理師資格取得の有無欄に有と記載した場合には、公認心理師登録証の写しを添付すること。

(※) 専修学校の専門課程(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第155条第1項第5号に規定する文部科学大臣が指定するものに限る。)も対象とする。

改正後	現 行
<p style="text-align: center;"><u>実習施設承諾書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>〇〇〇大学長 殿</p> <p style="text-align: center;">設置者 所在地 代表者</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p><u>当施設は、〇〇〇大学が公認心理師法施行規則等に基づいて行う実習の実習施設として、実習生を受け入れることを承諾いたします。</u></p>	<p>(新規)</p>